

# I 企業団の概要

# I 企業団の概要

## 1 設立からの経緯

福島県県北地方は県都福島市を中心に豊かな産業基盤と伝統を礎に県内の政治、経済、文化の中心的役割を担っています。特に、都市が活動していく上で必要不可欠な水道は、その整備普及により、地域の発展に大きく貢献してきました。

この地域は、飲料水などの生活用水を地下水や河川の表流水に依存していました。中でも主要水源である阿武隈川は、本県の中心部を流れる都市河川のため水質の悪化が進み、また、幾度となく渇水にも見舞われてきました。地下水も枯渇傾向にあり、安定した水源の確保が困難な状況となっていました。

こうした県北地方の共通した水事情の悪化と、今後予想される水需要の増大に対処するため、福島市を中心に、抜本的な水源対策として、阿武隈川水系摺上川の調査を国に対し強く要望してきました。

その結果、昭和 47 年、国において、摺上川ダム of 建設計画が発表されました。その後、現地調査を進め昭和 56 年には、ダムサイトを茂庭男振地区との決定がなされ、昭和 60 年に摺上川ダム建設基本計画が発表されました。

これを受けて、昭和 60 年 10 月に当時の福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町並びに東和町が共同で新たな水道施設の建設にあたるために、福島地方水道用水供給企業団を設立させました。

昭和 61 年 6 月に厚生省(現在の厚生労働省)の経営認可を得て、昭和 63 年より送水管の布設に着手するとともに、導水トンネル、浄水場などの建設を行い、平成 15 年 4 月 1 日より暫定供給、平成 19 年 4 月 1 日から本格供給を開始しました。

現在の企業団は、構成団体の合併により、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の 3 市 3 町で構成されている、一部事務組合となっています。

## 2 年 表

年 (西暦)	月 日	事 項
昭和47(1972)	5. -	国が摺上川ダムの建設計画を発表
52(1977)	10. 22	摺上ダム建設連絡協議会が設立されダム建設促進と生活再建対策等に対応
53(1978)	3. -	県は「福島県水道整備基本構想」を策定
54(1979)	4. 16	県から摺上ダムへの参加の可否と要望水量について照会
56(1981)	4. 20	建設省は摺上ダム建設予定地として飯坂町茂庭字岩振地区が最適と発表
57(1982)	1. 12	県は「福島県水道整備基本構想」を改定
	6. 19	「摺上ダム建設連絡協議会」から「摺上川ダム建設促進協議会」に組織名称を変更
59(1984)	7. 10	県北水道用水供給基本計画の調査を委託
60(1985)	1. 18	県へ広域的水道整備計画の策定を要請
	5. 11	利水市町村長会議により水道用水供給事業の事業主体を企業団方式と決定
	7. 11	「福島地方水道用水供給企業団設立準備会」が発足
	10. 5	「福島地方水道用水供給企業団」の設立許可
	10. 26	企業団初議会開催
	11. 1	企業団事務所を開設
61(1986)	5. 12	福島地方水道用水供給事業経営の認可を申請
	6. 6	福島地方水道用水供給事業経営の認可 (厚生省生衛第389号)
	10. 18	建設大臣は「摺上川ダムの建設に関する基本計画」を告示
	10. 18	厚生省より水道水源開発施設整備事業の新規採択
62(1987)	5. 25	厚生省より特定広域化施設整備事業の新規採択
平成3(1991)	6. 3	厚生省より遠距離導水等施設整備事業の新規採択
5(1993)	3. 19	福島地方水道用水供給事業経営の変更認可を申請
	3. 31	福島地方水道用水供給事業経営の変更認可 (厚生省生衛第393号)
6(1994)	2. 21	福島地方水道用水供給事業経営の変更議決
8(1996)	6. 11	水利使用許可申請 (建設大臣)
9(1997)	2. 7	水利使用許可 (建設省東地河調発第7号) 135, 735 m <sup>3</sup> /日
10(1998)	2. 23	建設大臣は「摺上川ダム建設に関する基本計画の変更」を告示
	10. 30	企業団議会で福島地方水道用水供給事業経営の変更議決
12(2000)	8. 25	企業団議会で暫定供給時の暫定単価を提示
13(2001)	6. 12	総合試運転連絡協議会設立

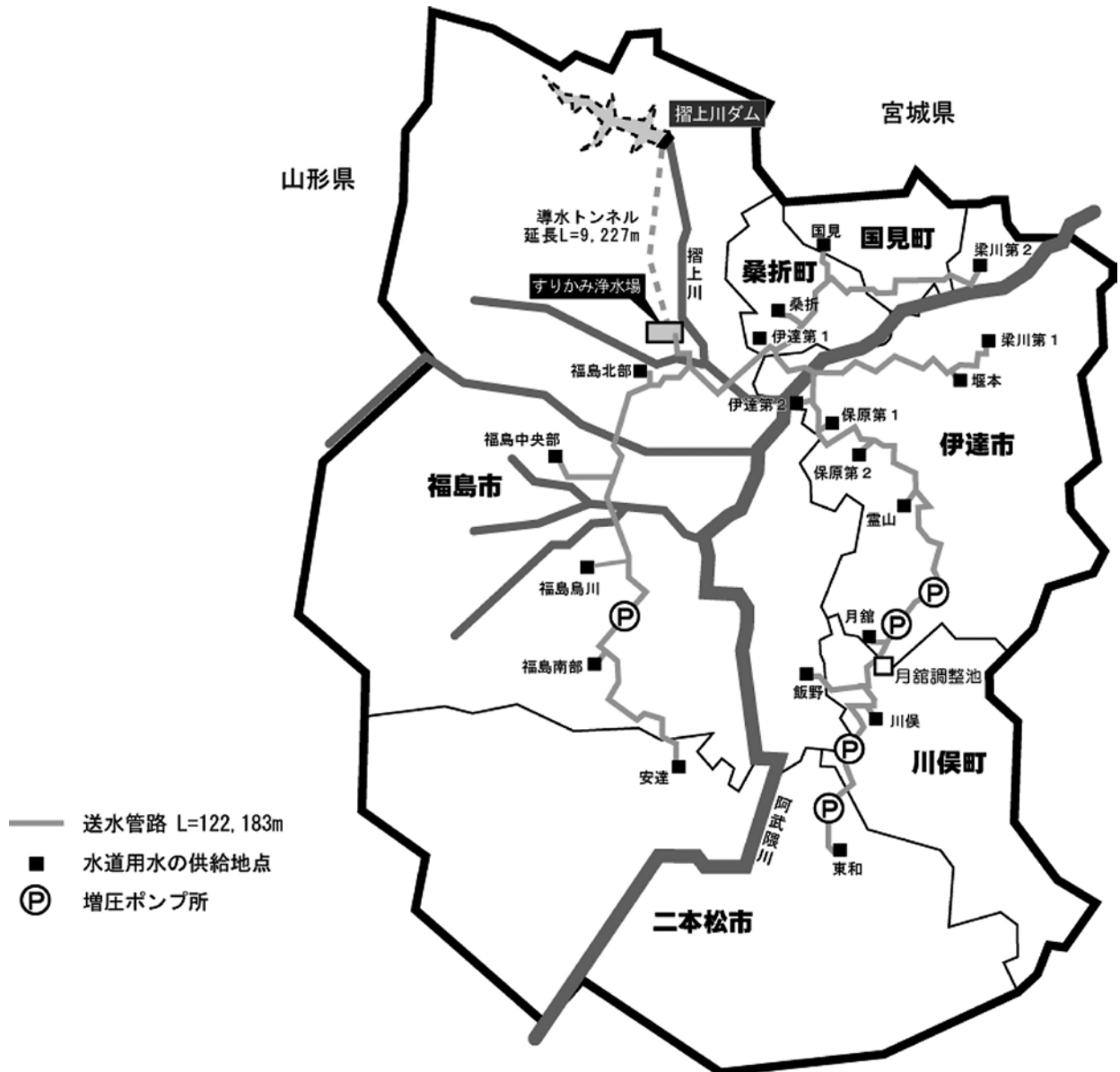
年（西暦）	月 日	事 項
13(2001)	10. 16	浄水場の名称を「すりかみ浄水場」に決定
14(2002)	6. 19	暫定豊水水利使用許可申請（国土交通省東北地方整備局長）
	9. 1	企業団事務所をすりかみ浄水場に移転
	10. 23	暫定豊水水利使用許可（国東整水第98号） 40,000m <sup>3</sup> /日
	10. 31	企業団議会で供給条例議決
15(2003)	3. 4	給水開始前の施設検査及び水質検査合格
	3. 24	給水開始前届
	4. 1	水道用水供給開始式
	6. 6	すりかみ浄水場落成記念式典
16(2004)	2. 19	摺上川ダム湛水式
	7. 29	特定多目的ダム法第13条の許可申請（国土交通大臣）
	8. 24	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決
17(2005)	3. 31	ダム使用権設定前の多目的ダムの利用許可（国河治第212号） 80,000m <sup>3</sup> /日
	8. 23	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決
	9. 25	摺上川ダム竣工式
	12. 1	構成団体である安達町、東和町が二本松市、岩代町と新設合併し新「二本松市」となる
18(2006)	1. 1	構成団体である伊達町、梁川町、保原町、霊山町及び月舘町が新設合併し「伊達市」となる
	1. 25	水利使用許可申請（国土交通省東北地方整備局長）
	2. 27	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決
	3. 31	創設事業に係る建設工事が完了
	4. 1	ダム使用権設定（設定番号第185番） 一日最大249,000m <sup>3</sup> /日
	8. 16	水利使用許可（17国東整水第257号） 161,300m <sup>3</sup> /日
	8. 23	企業団議会で供給条例議決
19(2007)	4. 1	本格供給開始（一日最大給水量149,920m <sup>3</sup> /日）
	5. 26	本格供給開始記念式典及び記念コンサート開催
20(2008)	7. 1	構成団体である飯野町が福島市へ編入合併
21(2009)	8. 24	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決
23(2011)	3. 11	東日本大震災発生
	3. 20	漏水箇所が9箇所発生し、全域水域が送水停止となる。震災後10日間で復旧完了。
26(2014)	2. 20	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決
27(2015)	8. 31	企業団議会で供給条例の一部を改正する条例議決

### 3 計画概要

#### (1) 計画諸元

区分	創設事業	拡張事業
計画目標年度	平成19年度	将来計画
給水開始年度	平成15年度(暫定供給) 平成19年度(本格供給)	—
給水対象	3市3町 福島市、二本松市、伊達市 桑折町、国見町、川俣町	同左
一日最大給水量	149,920m <sup>3</sup> /日	231,570m <sup>3</sup> /日
一日最大取水量	161,300m <sup>3</sup> /日	249,000m <sup>3</sup> /日
工期	昭和61年度～平成17年度	—
総事業費	1,487.9億円	—

※拡張事業の水量は、摺上川ダムへの参画水量である。



## (2) 事業費及び財源

事業費	構成比	財源	構成比
貯水費(ダム負担金)	億円 628.6 %	国庫補助金	億円 541.6 %
水源施設建設費	613.2 41.21	県費補助金	78.6 5.28
用地及び調査費	26.6 1.79	起債	425.1 28.57
事務費	9.3 0.63	出資金	379.0 25.47
建設債利息	166.7 11.20	負担金	39.3 2.64
その他運営費	43.5 2.92	その他財源(消費税還付金等)	24.3 1.64
計	1,487.9 100.00	計	1,487.9 100.00

## (3) 摺上川ダム参画水量

構成団体	摺上川ダム参画水量(取水量) (m <sup>3</sup> /日)	構成比 (%)
福島市	176,300	70.80
福島市(飯野町除く)	173,500	69.68
旧飯野町	2,800	1.12
二本松市	7,400	2.97
旧安達町	4,600	1.85
旧東和町	2,800	1.12
伊達市	49,800	20.00
旧伊達町	7,400	2.97
旧梁川町	17,500	7.03
旧保原町	18,500	7.43
旧靈山町	4,600	1.85
旧月舘町	1,800	0.72
桑折町	6,000	2.41
国見町	6,500	2.61
川俣町	3,000	1.21
計	249,000	100.00

## 4 用水供給料金

### (1) 用水供給料金変遷表

(消費税抜き)

	施行年月日	区分	算定基準	料金(円)	備考
1	平成15年4月1日 (制定)	一律	1m <sup>3</sup> 当り	100	暫定供給料金
2	平成19年4月1日 (改定)	基本料金	構成市町 月額合計	230,760,000	平成19年4月1日 本格供給開始
		従量料金	1m <sup>3</sup> 当り	36	
3	平成22年4月1日 (改定)	基本料金	構成市町 月額合計	140,933,000	
		従量料金	1m <sup>3</sup> 当り	46	

## 5 事業認可一覧

期別 種別	創 設 事 業	第1回計画変更認可 (取水地点の変更)	認可を要しない変更 (工期及び事業費の 変更)	認可を要しない変更 (摺上川ダム基本計画 変更に伴う)
主 要 設 備	貯水施設 (摺上川ダム) 取水施設 (摺上川ダム右岸) 導水施設 浄水施設 排水処理施設 送水施設	変更箇所 取水施設 (摺上川ダム左岸)	第1回計画変更認可 のとおり	第1回計画変更認可 のとおり
認 可 年 月 日	厚生省生衛第389号 (昭和61年6月6日)	厚生省生衛第393号 (平成5年3月31日)	平成6年2月 企業団議会定例会 議案第1号 (平成6年2月21日)	平成10年10月 企業団議会臨時会 議案第5号 (平成10年10月30日)
目 標 年 度	平成12年度	平成12年度	平成13年度	平成19年度
着 工 年 月	昭和61年6月	昭和61年6月	昭和61年6月	昭和61年6月
完 成 年 月	平成10年3月	平成10年3月	平成13年3月	平成18年3月
事 業 費 (千円)	79,055,000	96,500,000	111,717,000	157,183,000
計 画 一 日 最大給水量 (m <sup>3</sup> )	149,920	149,920	149,920	149,920
構 成 団 体	福島市、桑折町、 伊達町、国見町、 梁川町、保原町、 霊山町、月舘町、 川俣町、飯野町、 安達町、東和町	同左	同左	同左